

News Release

令和元年 9 月 26 日
経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会

令和元年台風第 15 号による災害に係る経済産業大臣の 電気の災害特別措置の認可等について異存ない旨を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、東京電力パワーグリッド株式会社から申請のあった、令和元年 9 月 8 日に災害救助法が適用された地域における被災した電気の需要家に対する特別措置の承認について、経済産業大臣から意見の求めを受け、承認をすることに異存はないことを回答しました。

令和元年台風第 15 号による災害について、令和元年 9 月 24 日に東京都島しょ大島町に対し、災害救助法の適用が決定されました。

これを受け、9 月 26 日付けで東京電力パワーグリッド株式会社から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する承認の申請がありました。

○申請概要

災害特別措置として、令和元年台風第 15 号による災害に係る災害救助法適用市町村(※)において被災した需要家から申出があった場合には、離島供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等。別紙のとおり。)で電気の供給を行う

(※)災害救助法適用市町村

災害救助法が適用された地域(令和元年 9 月 8 日以降、台風第 15 号による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。)

災害救助法が適用された地域:

内閣府 HP の災害救助法の適用状況をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

本申請に関して、経済産業大臣から特別措置の承認を行うことについて、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 9 号の規定に基づき、同法 21 条第 2 項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として承認をすることに異存はないことを回答しました。

なお、当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

本ニュースリリースは、第 230 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤

担当者:小柳・鈴木・新海

電話:03-3501-1529

FAX:03-3501-1540

離島供給約款以外の供給条件の概要

災害救助法が適用された地域において、被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 電気料金の支払期日の延長（実施期間満了日：令和2年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

被災した需要家の令和元年8月（支払期日が9月8日以降となるものに限る。）、9月、10月及び11月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

② 不使用月の電気料金免除（実施期間満了日：令和2年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

被災した需要家が、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③ 工事費負担金の免除（実施期間満了日：令和2年3月末日）

被災した需要家が、被災時から引き続きまったく電気を使用せず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが令和2年3月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力を超えないこと

④ 臨時工事費の免除（実施期間満了日：令和2年3月末日）

被災した需要家が被災後、再建等のため臨時電灯、臨時電力又は臨時電力Ⅰの申込みを行った場合で、その申込みが令和2年3月末日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除（実施期間満了日：令和2年3月末日）

被災した需要家（ただし、低圧で供給する場合は、契約種別が従量電灯C、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、曜日別電灯2型、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力、農事用電力、農業用低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、融雪用電力および第2深夜電力の需要家に限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和2年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免除（実施期間満了日：令和2年3月末日）

被災した需要家が被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和2年3月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。